

災害被災者を対象とした市営住宅の一時使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、火災等の災害により住宅に被害を受け居住不能となった者（以下「被災者」という。）に対し、市営住宅の空き住戸の一時的な使用を認めることにより、被災者の生活再建を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 火災、地震、水害等をいう。
- (2) 一時使用 災害時の緊急避難として、市営住宅及び共同施設を期間を限定して使用することをいう。
- (3) 官公署 国及び地方公共団体又はこれらに属する諸機関をいう。
- (4) 市営住宅 船橋市市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する住宅をいう。
- (5) 共同施設 条例第2条第2号に規定する施設をいう。

(一時使用の対象者)

第3条 一時使用の対象となる被災者は、災害により被災し、住宅が被害を受け、居住継続が困難となった者で、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 市内に存する被災した住宅に居住していた被災者で一時的な居住場所の確保が困難な者、かつ、被災した日が申請日から3月以内の者（被災の原因が火災である場合においては、当該火災を故意に発生させた被災者を除く。）及び災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける区域に存する被災した住宅に居住していた被災者（以下「災害救助法適用被災者」という。）で一時的な居住場所の確保が困難な者、かつ、被災した日が申請日から6月以内の者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(被災者であることの認定)

第4条 被災者であることの認定は、官公署が発行するり災証明書等により行う。

(一時使用の許可)

第5条 一時使用の許可は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可により行う。

- 2 一時使用の期間は、2月以内とする。ただし、一時使用の許可を受けた者が使用期間の更新を申し出た場合において、その理由がやむを得ないと市長が認めるときは、当初の使用期間を含めて最長6月を限度として、期間の更新をすることができるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、災害救助法の適用を受ける区域内において同法の適用を受ける原因となった災害の場合の一時使用の期間は、6月以内とする。ただし、被災者が使用期間の更新を申し出た場合は、6月の延長をすることができる。
- 4 第2項および第3項の規定による一時使用期間中の使用料は、船橋市行政財産使用料条例第4条に基づき、免除するものとする。
- 5 市営住宅等の電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びに共益費その他これに準ずる費用は、一時使用の許可を受けた者が負担する。
- 6 本要綱に規定する事項を除き、条例及び船橋市市営住宅条例施行規則を適用する。

(申請手続)

第6条 前条の許可を受けようとする者は、被災後1月以内に市営住宅一時使用許可申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、震災の規模等により、申請期間を延長することができるものとする。

- (1) 官公署の発行するり災証明書等
- (2) 誓約書(第2号様式)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 被災者は、前項第1号に掲げるり災証明書が申請日までに交付されないときは、交付後速やかに提出するものとする。この場合において、市職員の調査等により、被災状況を確認するものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定による一時使用の更新を希望する者は、許可の期間の満了の日の5日前までに、市営住宅一時使用許可更新申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(許可)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において適当と認めるときは、一時使用を許可することを決定し、市営住宅一時使用許可書(第3号様式)又は市営住宅一時使用更新許可書(第5号様式)により申請者に通知する。

(一時使用に充てる住宅)

第8条 市長は、市営住宅の適正な管理に著しい支障がない範囲で、被災者の世帯人員、従前の居住地等に可能な限り配慮して決定するものとする。

(住宅の返還)

第9条 一時使用の許可を受けた者は、市営住宅を退去する日の5日前までに、市営住宅返還届(第6号様式)を市長に提出し、当該住宅の検査を受けなければならない。

(返還時の修繕等)

第10条 一時使用の期間満了等により市営住宅等の返還が行われた場合は、修繕及び原状回復に係る費用(以下「修繕費等」という。)を徴収しないものとする。ただし、通常使用による損耗以外で、一時使用の許可を受けた者の責めに帰すべき破損等に係る修繕費等及び残置物の処分費については、この限りでない。

(特定入居)

第11条 市長は、市営住宅を一時使用している者のうち条例第6条の入居資格を備えるものが市営住宅への入居を希望したときは、条例第5条第1号の規定による特定入居をさせることができる。

2 前項の規定にかかわらず、災害救助法適用被災者で市営住宅を一時使用している者は、条例第6条第1号に掲げる要件を問わないものとする。

附 則

この要綱は、令和6年1月10日から施行する。

第1号様式

市営住宅一時使用許可申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所
申請者 氏名
連絡先

下記のとおり市営住宅を一時使用したいので申請します。

記

1 使用希望住宅

2 使用目的

災害被災者を対象とした市営住宅の一時使用に関する要綱に基づき、緊急一時的な施設として使用する。

3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 同居者

5 添付書類

- (1) 官公署の発行する罹災証明書等
- (2) 誓約書（第2号様式）

6 宣誓事項

下記事項について、宣誓します。

- 世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

7 同意事項

下記事項について、同意します。

- 「市営住宅の一時使用时注意事項」を遵守することはもとより、使用期間が終了するまでには、必ず市営住宅を返還します。
- この一時使用については、事前に通告がなくても、使用期間が終了する日をもって当然に終了し、自動更新とはならないことを了承します。

第2号様式

誓約書

船橋市長 へ

私が、このたび一時使用を許可される市営住宅については、許可条件を遵守して使用し、また、緊急一時的措置の趣旨にのっとり、定められた期限までに必ず返還いたします。

年 月 日

住所

氏名

第3号様式

市営住宅一時使用許可書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の一時使用について、下記のとおり許可します。

記

1 一時使用を許可する住宅

- (1) 住宅名
- (2) 所在地

2 使用目的

災害被災者を対象とした市営住宅の一時使用に関する要綱に基づき、緊急一時的な施設として使用する。

3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 使用料（家賃） 免除

5 同居者

6 使用時注意事項 裏面のとおり

第4号様式

市営住宅一時使用許可更新申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所
申請者 氏名
連絡先

年 月 日付け、船住第 号により一時使用の許可を得ておりますが、市営住宅を引き続き使用したいので申請します。

記

1 使用希望住宅

2 使用目的

災害被災者を対象とした市営住宅の一時使用に関する要綱に基づき、緊急一時的な施設として使用する。

3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 更新理由

5 宣誓事項

下記事項について、宣誓します。

世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

6 同意事項

下記事項について、同意します。

- 「市営住宅の一時使用时注意事項」を遵守することはもとより、使用期間が終了するまでには、必ず市営住宅を返還します。
- この一時使用については、事前に通告がなくても、使用期間が終了する日をもって当然に終了し、自動更新とはならないことを了解します。

第5号様式

市営住宅一時使用更新許可書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の一時使用の更新について、下記のとおり許可します。

記

1 一時使用の更新を許可する住宅

- (1) 住宅名
- (2) 所在地

2 使用目的

災害被災者を対象とした市営住宅の一時使用に関する要綱に基づき、緊急一時的な施設として使用する。

3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで（再更新不可）

4 使用料 免除

5 同居者

6 使用時注意事項 裏面のとおり

第6号様式

市営住宅返還届

年 月 日

船橋市長 へ

申請者住所
氏名

私が一時使用を許可された市営住宅について、年 月 日をもって返還します。

検査希望日 年 月 日 時頃